課　酒５　－　34
令和８年 11 月 25 日

関係酒類業団体
酒類製造事業者　様
輸 入 事 業 者

国税庁酒税課長

令和９年度の酒類製造用原料に係る関税割当制度の運営について（依頼）

関税割当制度とは、一定の輸入数量（以下「関税割当数量」という。）の枠内に限り無税又は低税率（枠内税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（枠外税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です。

この関税割当数量は原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して定めることとされています。

令和８年度における酒類製造用原料に係る関税割当数量については、「関税割当制度に関する政令」（昭和 36 年政令第 153 号）別表 1107・10（麦芽（煎ってあるかないかを問わない。））及び別表 1005・90（とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）（以下「政令」という。）により定められ、事業者に対する割当てについても、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（昭和 40 年農林省第 13 号）第６条の規定に基づく７輸国第 4686 号関税割当公表第 68 号「令和８年度の麦芽の関税割当てについて」及び７輸国第 4686 号関税割当公表第 66 号「令和８年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」に定められているとおり、国税庁の内示に基づき申請者に対して割り当てられます。

申請者に対する来年度の割当てについても、本年度と同様に、酒類製造用原料の関税割当制度の適正な運営を前提として、酒類業界の実情に応じて内示を行いたいと考えております。

なお、令和９年度から、関税割当申請限度内示書の交付及び発送を取りやめ、当初申請（４月分）及び追加発給に係る内示は、国税庁ホームページにおいて掲載する方法に変更します。

つきましては、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び酒類製造事業者との委託契約に基づき自己の名義で麦芽の輸入を行う事業者（以下「輸入事業者」という。）におかれましては次のとおり御協力をお願いします。

1　関税割当ての対象となる酒類製造用原料等について

関税割当ての対象となる酒類製造用原料（以下「対象原料」という。）は次表左欄のとおりであり、関税割当制度の利用を希望することができる者はそれぞれ右欄の要件を満たす者とします。

なお、関税割当ては対象原料ごとに行います。

(1)　ビール等麦芽（ビール又は発泡酒の製造に用いる麦芽に限る。以下同じ。（注））	ビール又は発泡酒の製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者
(2)　ウイスキー麦芽（ウイスキーの製造に用いる麦芽に限る。以下同じ。）	ウイスキーの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者
(3)　とうもろこし（エチルアルコール又は蒸留酒の製造に用いるものに限る。以下同じ。）	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ又はリキュールの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者又はその者との委託契約がある輸入事業者

（注）　ビール又は発泡酒を製造した後に当該製造したビール又は発泡酒を原材料として製造される酒類及び酒類以外のものの原料である麦芽を含む。

なお、ビール又は発泡酒を原材料として酒類及び酒類以外のものが製造される場合、当該製造工程における製造その他の行為が、酒税関係法令の規定に適合するものであること。

2　需給量の適切な把握について

関税割当数量を算出するに当たって、対象原料に係る国内需要見込数量及び国内生産見込数量を把握するため、酒類製造事業者の日本国内で生産される対象原料の調達状況と酒類の製造計画に基づく原料使用見込数量を的確に把握する必要があることから、関係酒類業団体、酒類製造事業者及び輸入事業者の皆様からの情報提供に関して、以下のとおり御協力をお願いします。

（1）　酒類業団体における取組について

イ　関税割当要望を行う対象原料について、関税割当制度の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が傘下会員として加盟している酒類業団体は、日本国内で生産される対象原料（対象原料がビール等麦芽又はウイスキー麦芽の場合にはその原料である麦を含む。）の使用に係る取組（以下「国内調達の取組」という。）の状況について、国税庁との意見交換等を通じた情報提供（以下「情報提供」とい

う。）に御協力をお願いします。

なお、上記の情報提供を行った酒類業団体（以下「対象団体」という。）については、当該取組の参加酒類事業者として、令和８年 12 月末日までに、提出日時点での傘下会員の名簿を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

ロ　対象団体は、国税庁から行う本依頼について傘下会員の利用希望者に対して周知を行ってください。

（２）　利用希望者からの情報提供について

利用希望者は、原料使用見込量、輸入必要見込数量、過年分の対象原料の使用状況及び在庫状況等（以下「需給状況」という。）について、以下のとおり情報提供してください。

イ　令和９年度の需給状況を記載する書類（以下「需給表」という。）の様式は、国税庁が関係省庁と協議の上で必要な記載事項及び添付書類等を決定し、令和８年 12 月中旬を目途として、国税庁ホームページでその様式を公表します。

ロ　令和９年度の関税割当てを希望する利用希望者は、令和９年１月 15 日までに、２（２）イにより公表した需給表に必要事項を記載し、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

なお、需給表は対象団体が取りまとめて提出しても差し支えありません。

おって、国税庁は需給表の提出者に対して、需給表の記載内容に関してヒアリングを行う場合があるので、御協力願います。

ハ　対象団体が行う国内調達の取組に参加していない利用希望者（輸入事業者を除く。）については、２（２）ロによる需給表の提出と併せて、対象原料ごとに、自己の国内調達状況又は国内調達の取組について報告してください。

輸入事業者については、委託契約を締結した酒類製造事業者から提出を受けた２（２）ロによる需給表の対象原料ごとに、当該取引先のその国内調達状況又は国内調達の取組に係る報告を取りまとめて、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

なお、現在の対象原料の国内生産状況に照らして、当面の間、国内調達の取組については、取組予定（対象団体への加入予定や製麦方法の研究予定等）を報告することとして差し支えありません（報告する取組が実施済であることは求めません。）。

ニ　輸入事業者は対象原料ごとに、委託契約を締結した酒類製造事業者の氏名、住所、期首在庫数量、関税割当希望数量等を記載した書類を２（２）ロによる需給表と併せて提出してください。

３　申請者への関税割当てについて

関税割当てについては次のとおり「関税割当申請限度内示申請書（以下「内示申請書」という。）」の提出に基づき行いますので、以下の事項に沿って提出してください。

（１） 内示申請書の様式は令和８年 12 月中旬を目途として国税庁ホームページで公表します。

（２） 内示申請書及び２（２）ロの需給表と併せて令和９年１月 15 日までに、国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

なお、内示申請書は対象団体が取りまとめて提出しても差し支えありません。

（３） 内示を行う数量は、原則として、提出のあった内示申請書に記載された限度数量（以下「申請限度数量」という。）を対象原料ごとに合計した数量が、当該原料に係る令和９年度の関税割当数量を超えない限りにおいて、申請限度数量のとおり行います。

なお、原則として、申請限度数量は需給表に記載する輸入必要数量と同数量とするようにしてください。

また、内示の状況について対象団体が希望する場合には、対象団体の傘下会員の申請限度数量の合計数量及び対象原料ごとの関税割当数量から申請限度数量の合計数量を差引きした数量（以下「割当残量」という。）を通知します。

（４） 国税庁は、政令の公布後、令和９年４月１日を目途として、内示を行う者の内示番号、氏名又は名称及び住所を記載した関税割当申請限度内示事業者一覧（以下「内示事業者一覧」という。）を国税庁ホームページに掲載し、内示を行います。内示事業者一覧には、内示番号、氏名又は名称及び住所のみが記載される形となりますので、申請した限度数量については、内示申請書（控え）等で適切に管理いただきますようお願いいたします。掲載先は、国税庁ホームページの「関税割当制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index_01.htm）とします。

なお、内示事業者一覧を掲載した旨の連絡は行いませんので、申請者は、令和９年４月１日を目途として国税庁ホームページを確認してください。

（５） 申請限度数量のとおり内示できない場合は、内示事業者一覧の掲載までに個別に連絡し、その後の手続等については別途連絡します。

（６） 内示申請書の提出後、氏名又は名称及び住所に変更が生じた場合は、変更前後の内容及び変更年月日を、速やかに国税庁酒税課業務係に報告してください。その後の手続等については別途連絡します。

（７） 国税庁が行う本依頼に基づき内示を受けた者の内示番号、氏名又は名称及び住所の国税庁ホームページへの掲載については、内示申請書の提出をもって、掲載に同意したものとして取り扱うこととさせていただきます。内示申請書及び添付書類に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に管理し、当該掲載のほか、申請書類の受付及び審査、対象原料の需給状況の把

握、農林水産省への内示内容等の共有その他関税割当制度の運営に関連する業務以外には使用しません。

（８） 内示を受けた者は、内示申請書に記載された限度数量に基づき、内示事業者一覧の掲載の日から起算して概ね 30 日以内に農林水産省へ関税割当証明書発行の申請を行ってください。

（９） 掲載漏れ又は誤記が判明した場合は、国税庁において事実を確認し、その後の手続等については別途連絡します。

(10) 予定した時期に内示事業者一覧を掲載できない場合又はホームページの障害や災害等により閲覧できない場合は、農林水産省と調整の上、対応を案内します。

４　追加の関税割当てについて

（１） 追加の関税割当ての内示申請書の提出について

イ　内示を受けた利用希望者

３（４）により内示を受けた者（以下「内示者」という。）が、追加の関税割当てを希望する場合は、対象原料の追加の関税割当申請限度数量を記載した内示申請書及び追加の関税割当てが必要となった理由書を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

ロ　内示を受けていない利用希望者

内示者以外の者が当年度の関税割当てを希望する場合には、対象原料の追加の関税割当申請限度数量を記載した内示申請書、２（２）ハによる国内調達の取組報告書、２(２)ロによる需給表及び需給表を期限内に提出しなかった理由書を国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

（２） 追加の関税割当ての内示申請書の提出期間について

４(１)による追加の関税割当ての内示申請書については、次に掲げる期間に提出してください。

イ　令和 ９年 ６月１日から５開庁日の間

ロ　令和 ９年 ８月１日から５開庁日の間

ハ　令和 ９年 10 月１日から５開庁日の間

ニ　令和 ９年 12 月１日から５開庁日の間

ホ　令和 10 年 ２月１日から５開庁日の間

（３） 追加の関税割当数量について

イ　内示者に係る追加の関税割当数量

４(２)による各期間において割当残量が生じており、当年度に見込まれる需要量を基に追加の関税割当てに支障がないと認められる場合であって、４（１）イで提出のあった理由がやむを得ないと認められる場合に限り、対象原料の追加の関

税割当申請限度数量を記載した内示申請書に基づき内示を行います。

ロ　内示者以外の者に係る追加の関税割当数量

４(２)による各期間において割当残量から４（３）イに基づき内示した関税割当数量を差引きした数量が生じており、当年度に見込まれる需要量を考慮した結果、追加の関税割当てに支障がないと認められる場合であって、４（１）ロで提出のあった理由がやむを得ないと認められる場合に限り、対象原料の追加の関税割当申請限度数量を記載した内示申請書に基づき内示を行います。

ハ　内示の方法について

追加申請に係る内示は、４（２）の各提出期間の最終日から１か月以内に、申請期間に応じた内示事業者一覧を国税庁ホームページに掲載し、３（４）から（10）までと同様に取り扱います。

5　輸入事業者に係る手続について

輸入事業者は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日の間に委託契約に基づいて販売した対象原料の種類、数量、販売先、販売年月日、販売金額等を記載した書類（以下「販売実績報告書」という。）を、令和 10 年４月 12 日までに国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

6　ダメージ麦芽の報告について

３（４）及び４（３）により内示を受けた者は、関税割当てを受けて輸入した対象原料について、カビの発生や異物混入等の理由により、酒類の製造用途に使用できなくなった場合には、使用できなくなった対象原料の種類、数量、処分案及び使用できなくなった理由について令和 10 年４月 12 日までに、国税庁酒税課業務係に報告してください。

ただし、使用できなくなった対象原料が 35ｔ以上である場合については、その都度速やかに国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで対象原料の処分は行わないように留意してください。

7　やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の用途以外の使用、譲渡又は販売が必要となった場合について

関税割当ては、政令第２条第２項に基づき、関税割当申請者からの申請書の提出を受け、その使用の実績・計画等を考慮して行うものとされていることから、関税割当てを受けて輸入した対象原料を用途以外に使用若しくは譲渡（又は販売）（以下、「用途外使用等」という。）することは想定されていません（輸入事業者が委託契約に基づいて委託契約者に対象原料を譲渡する場合を除きます。）。

やむを得ない事情により関税割当てにより輸入した対象原料の用途外使用等を希望する場合には、対象原料の種類、数量、譲渡（又は販売）の予定先、用途外使用等の予定年月日、譲渡（又は販売）の予定金額及び当該用途外使用等が必要な理由を明らかにした上で、国税庁酒税課業務係に相談してください。当庁は処分案の可否について農林水産省と協議し、その協議結果を当該相談者に通知しますので、それまで用途外使用等は行わないように留意してください。

8　書類の虚偽記載について

国税庁が提出を受けた書類の内容等に以下の事項があったことが明らかになった場合は、当該事実が生じたことにやむを得ない理由がある場合を除き、適正な情報提供等が行えると認められるまでの当面の間、その対象団体及び利用希望者からの内示申請書は受け付けません。

（1）　2（1）イによる取組状況の情報提供又は2（2）ハによる取組状況の報告に虚偽の記載があった場合

（2）　2（2）ロによる需給表に虚偽の記載があった場合

（3）　3（3）による申請限度数量と需給表に記載する輸入必要数量に著しく乖離がある場合

（4）　5による販売実績報告書の提出を行わなかった場合、虚偽の記載があった場合又は販売実績報告書に記載した販売先以外の者に対象原料を販売した場合

（5）　6によるダメージ麦芽の報告を行わなかった場合、処分案の協議結果に従わなかった場合又は報告内容に虚偽があった場合

（6）　7による用途外使用等の規定に違反した場合